

介護保険

お問合せ
福祉介護課地域包括
支援係 ☎ 885-0340
(内) 113・132

地域包括支援センター をご存じですか？

第2弾

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが、住み慣れた地域でその人らしい生活を続けられるように、介護・福祉・医療等、さまざまな面で支援を行うための相談窓口になっています。

4月号では、高齢者の権利擁護に関する仕事についてご紹介します。

◆ 高齢者の権利擁護

権利擁護とは「安心して、自分らしく過ごすことができる権利を守る」という意味です。

認知症等により判断力が低下してくると、自分のことは自分で決めるという権利を無視される、侵害されてしまうことが少なくありません。

地域包括支援センターでは、そうした方々の権利を守る取り組みをしています。



高齢者虐待の相談窓口

ストレス・経済事情・人間関係等、さまざまな問題が絡み合い、心ならずも「虐待」してしまうケースが見られます。虐待を防ぐためには、家族や地域の方が介護に対して理解し、問題を抱え込まないことが大切です。わからないことや困ったことがあれば、ご相談ください。

◀ 高齢者虐待とは… ▶

- ▶ 身体的虐待
身体に傷を負わせる、または傷を負う恐れのある暴力を加えること。
- ▶ 心理的虐待
怒鳴る、無視する、恥をかかせる等精神的に傷つけること。
- ▶ 経済的虐待
金銭を渡さない、年金や財産を本人の意思に反して使う等。
- ▶ 性的虐待
意に反した性的行為を行う、裸のまま放置する等。
- ▶ 介護・世話の放棄や放任
食事や排せつ等の世話をしない、介護サービスを利用させない等。

※このような行為は、家族・親族だけでなく、介護サービス事業者や施設職員が行っている場合も高齢者虐待となります。



消費者被害の防止

高齢者を狙った悪質商法や詐欺が増えています。「おかしいな」と思いあたることがあったら、地域包括支援センターにご相談ください。消費生活センターと連携をとり、未然に防げるよう対応していきます。

成年後見制度の支援

認知症等による判断力の低下等に不安があるときや経済的虐待がある場合は、成年後見制度を利用することにより、財産の管理や契約について支援を受けることができます。

※成年後見制度とは、認知症等により判断能力が十分でない方が不利益にならないよう家庭裁判所に申立てをして、その方を援助する人を選任してもらう制度です。